

## ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範の対応方針について

令和6年12月

株式会社ESGコンサルティング

株式会社ESGコンサルティング（以下、「ESG社」）は、ESG評価・データ提供機関に係る行動規範の重要性について認識し、ESG評価・データ提供機関に係る行動規範を遵守します。

### 原則1（品質の確保）

ESG 評価・データ提供機関は、提供する ESG 評価・データの品質確保を図るべきであり、このために必要な基本的手続き等を定めるべきである。

#### <指針>

ESG 評価・データ提供機関は、原則1の実施のために、以下のような必要な措置を取るべきである。

必要な措置	ESG コンサルティングの対応
1. ESG 評価・データの策定・提供については、合理的に入手が可能と考えられる情報を詳細に分析し、これを行うよう、必要な手続き等を定めること	ESG 社はセカンドパーティーオピニオン（SPO）提供業務を行います。当該業務に当たっては、サステナビリティリンク・ローン原則等をもとに作成した手続書に従い、依頼者へのヒアリングや関連証憑の閲覧を行うこと等の手続を定めています。
2. 質の高い ESG 評価・データを提供するための組織横断・継続的に適用される手法を定め、これを、機密性・知的財産等に配慮しつつ、開示すること	業務の受嘱に当たっては、ESG 社は SPO 手続書を依頼者等に開示します。手続書は関連するガイドラインの更新等に伴い見直すとともに、全ての SPO 業務がこれに準拠して実施されることを確保します。
3. 定めた手法等が組織横断的に一貫して適用されるよう、組織内での浸透を図るほか、適切な体制の下で横断的な検証を行いつつ、知見を蓄積・共有する等の工夫を行うこと	SPO の提供に当たっては、第三者保証業務と同様に審査員による判定を経てから公表することとし、社内で検証する体制を確保します。また、業務実施後のラップアップを通じてさらなる改善に向けた協議を行います。
4. 上記のとおり定めたサービス提供手法について、定期的に、評価結果との間に乖離がないか等を確認し、必要がある場合には改善を図ること（評価に係る PDCA サイクルの実践）	ESG 社が提供を想定する業務は SPO のみであり、当該業務に当たってはプロジェクトの都度、最新の SPO 手続書に沿った手続が実施されているかについてエンゲージメントパートナー並びに審査員がレビューすることにより、評価手法と評価結果との間に乖離がないことを確保します。

<p>5. ESG 評価手法・データを継続的に管理し、定期的に検証又は更新し、データの取得・更新時期（通常いつ取得・更新するか等）を開示すること（ESG 評価・データの基となる評価・データ項目が多岐に渡る場合は、利用者ニーズも踏まえた重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること）。</p>	<p>ESG 社は提供する SPO 文書において、実施した手続の概要や閲覧した文書の名称等について利用者のニーズを踏まえて記述します。</p>
<p>6. ESG 評価・データ提供機関が ESG 評価・データ提供サービスを外部に委託する場合には、委託の内容の重要性に応じて必要に応じ上記 1. から 5. に相当する内容を委託先に求めるなど、委託先も含めて ESG 評価・データの品質を確保するために必要な措置を講じること</p>	<p>ESG 社は SPO 提供業務について外部委託を行いません。</p>

## 原則 2（人材の育成）

ESG 評価・データ提供機関は、自らが提供する評価・データ提供サービスの品質を確保するために必要な専門人材等を確保し、また、自社において、専門的能力の育成等を図るべきである。

### <指針>

ESG 評価・データ提供機関は、原則 2 の実施のために、以下のような必要な措置を取るべきである。

必要な措置	ESG コンサルティングの対応
<p>1. 適切な評価・データの提供を行うための必要な情報を収集・分析し、意思決定を行うために必要な専門的人材や技術を保持すること</p>	<p>ESG 社では中小監査事務所向け「品質管理ツールキット」の専門職員用の業績評価シートに沿って業務ごとの評価を行います。当該評価では「職業的専門家としての技能及び品質の評価」、「技術力」、「個人的な特徴」といった点からの評価が行われます。当該業績評価におけるフィードバックや日々のレビュー等を通じて技術の保持に努めます。</p>
<p>2. 特に、ESG 評価・データの提供に携わる人材が、専門的・職業的な知見を有し、誠実に職務を遂行するよう、必要な措置を講じること</p> <p>3. 専門的・職業的な評価を行い、質の高い評価・データの提供に取り組む人材が的確に評価されるよう、人事評価のあり方を検討すること</p>	<p>ESG 社は業務実施者が専門的・職業的な知見の維持・向上を図ることを目的に社内研修を実施しています。</p> <p>また、業務実施者が専門的・職業的な知見を用いて誠実に職務を遂行するよう、社内規程で定めています。</p> <p>ESG 社では中小監査事務所向け「品質管理ツールキット」の専門職員用の業績評価シートに沿って業務ごとの評価を行います。当該評価では「職業的専門家としての技能及び品質の評価」、「技術力」、「個人的な特徴」といった点からの評価が行われます。</p>

<p>4. 人材の確保・育成が、質の高い評価を継続していく上で重要であることを、ESG 評価・データ提供機関の経営者が認識し、このために必要な対応を講じること</p>	<p>ESG 社の環境方針では、以下の通り取組方針を定めています。</p> <p><b>従業員教育の推進</b></p> <p>提供する業務が外部環境の変化等も踏まえた適切なものとなることを確保するために、当社の役職員への教育や啓発活動を推進します。</p>
---	---

**原則 3 (独立性の確保・利益相反の管理)**

ESG 評価・データ提供機関は、独立して意思決定を行い、自らの組織・オーナーシップ、事業、投資や資金調達、その他役職員の報酬等から生じ得る利益相反に適切に対処できるよう、実効的な方針を定めるべきである。

利益相反については、自ら、業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減するべきである。

**<指針>**

ESG 評価・データ提供機関は、原則 3 の実施のために、以下のような必要な措置を取るべきである。

必要な措置	ESG コンサルティングの対応
<p>1. 提供するサービスに関して、自らの組織・従業員が行う評価・分析に影響を与え得る利益相反の可能性を特定し、その上で、これらを回避し、又は適切に管理・低減するための実効的な方針を定め、開示すること</p>	<p>ESG 社は ESG ファイナンス評価において、ICMA 等が例示する外部評価機関が遵守すべき職業上の規範の中から国際会計士連盟国際会計士倫理基準審議会の「倫理規程 ( International Code of Ethics for Professional Accountants) 」を参照して、自らの組織・従業員が行う評価・分析に影響を与え得る利益相反の可能性を特定し、対応いたします。</p> <p>この倫理規程と日本公認会計士協会の「倫理規則」に準じて、職業的専門家としての判断又は業務上の判断を危うくするような利益相反を回避するべく、企業等からの独立性を確保し、利益相反を管理する方針を定め、これを実施する体制を整備しています。</p>
<p>2. ESG 評価・データの対象となる企業との他のビジネス関係により、ESG 評価・データが影響を受けないことを確保するため、営業と評価の担当・部門間のファイアウォールを構築するなど、適切な手段を講じること</p>	<p>ESG 社は上記の倫理規程等を遵守するとともに、SPO の提供に当たっては審査員による当該倫理規程等の遵守状況のレビューを行うことで、他のビジネス関係が SPO 提供業務の結論に影響を及ぼさないようにしています。</p>
<p>3. アンケート調査等に基づき評価等を提供する場合について、調査等が不合理に著しく複雑又は理解しづらい場合に、調査等を理解し的確な回答を行うには事実上自らの有償サービスを利用する必要がある、といったことがないよう、調査やサービスの内容・構成について、留意すること</p>	<p>ESG 社は SPO 提供業務に必要な情報を依頼者とのコミュニケーションを通じて直接取得しています。アンケート調査等に基づく評価等は提供していません。</p>

<p>4. 自らの職員が、ESG 評価・データ提供サービスと利益相反が生じ得る有価証券取引やデリバティブ取引を行わないよう、適切な手段を講じること</p>	<p>ESG 社は役職員（非常勤職員を含む）に対し、ESG 社の SPO 提供業務との利益相反を惹起するあらゆる証券取引又等（分散された投資信託の保有の場合を除く）を禁止しています。</p> <p>また、業務実施者が依頼者の発行する有価証券を保有等している場合（分散された投資信託の一部として保有している場合を除く）には、当該業務実施者を当該 SPO 提供業務に関与させないこととしています。</p>
<p>5. 自らの職員に関して、適切な業務・報酬体系を整備し、ESG 評価・データ提供サービスに係る潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減を図ること。例えば、必要に応じ ESG 評価・データサービスの営業を担当する職員と別に評価等を行う職員を割り当てること</p>	<p>ESG 社では中小監査事務所向け「品質管理ツールキット」の専門職員用の業績評価シートに沿って業務ごとの評価を行います。当該評価では「職業的専門家としての技能及び品質の評価」等の評価に応じた報酬体系が設計されています。</p>
<p>6. 評価等の対象となる企業との間に存在する既存のビジネス関係が、評価に影響を与えないようにするために適切な措置を講じること</p>	<p>ESG 社は業務の受嘱に当たり、日本公認会計士協会の独立性に関するチェックリストの確認を通じて、既存のビジネス関係が該当業務に及ぼす影響を評価しています。</p>
<p>7. 発行者負担モデルについては、評価対象となる企業から報酬を受け取るものであり、この点について利益相反を回避するための詳細な手続きを実施すること</p>	<p>上述のとおり、独立性を確保し、利益相反を管理する体制を整備し、これを実施してまいります。</p>
<p>8. 同一の機関において、購買者負担モデル、発行者負担モデル、モデルの双方のサービスを提供する場合には、この点を踏まえた利益相反の防止のための適切な措置を講じること</p>	<p>ESG 社は SPO 提供業務を行うものであり、発行者負担モデルのみで提供いたします。</p>

#### 原則 4（透明性の確保）

ESG 評価・データ提供機関は、透明性の確保を本質的かつ優先的な課題と認識して、評価等の目的・基本的方法論等、サービス提供に当たっての基本的な考え方を一般に明らかにするべきである。

また、提供するサービスの策定方法・プロセス等について、十分な開示を行うべきである。

#### <指針>

ESG 評価・データ提供機関は、原則 4 の実施のために、以下のような必要な措置を取るべきである。

必要な措置	ESG コンサルティングの対応
<p>1. 知的財産権等への必要な配慮は行いつつも、本質的かつ優先的な課題と認識して、自らのサービスに係る透明性を確保すること</p>	<p>ESG社は提供するSPOの透明性が高く確保されることは重要であると認識しています。</p> <p>ESG社は提供するSPO文書において、知的財産権等への必要な配慮を行いつつ、実施した手続の概要や閲覧した文書の名称等について利用者のニーズを踏まえて記述することを通じて透明性の確保に努めます。</p>
<p>2. ESG評価・データ提供サービスの利用者が、当該評価等が何を捉えることを目的とし、どのようにこれを計測するのかなど、評価等の基本的内容を理解できるよう、評価等の目的・基本的方法論を含むサービス提供に当たっての基本的考え方を開示すること</p>	<p>ESG社は提供するSPOの透明性が高く確保されることは重要であると認識しています。</p> <p>ESG社は提供するSPO文書において、知的財産権等への必要な配慮を行いつつ、実施した手続の概要や閲覧した文書の名称等について利用者のニーズを踏まえて記述することを通じて透明性の確保に努めます。</p>
<p>3. 評価内容等がどのように決定されるか、利用者・評価対象の企業が基本的な仕組みを理解できるよう、評価等の策定方法・プロセス等について、重要な変更があった場合にはその旨を含め、十分な情報を開示すること。また、窓口を通じ、評価対象となった企業から問合せ等があった場合には、可能な範囲で丁寧な説明を行うこと</p>	<p>サステナビリティリンク・ローン原則の改定等に伴いESG社のSPO手続書が更新される場合、必要に応じて変更内容について依頼者に説明を行います。</p>
<p>4. ESG評価・データの策定に利用した情報源を開示すること。特に、推計データを用いる場合には、その旨及び推計の基本的な方法を開示すること。いずれの場合においても、情報源等が多岐に渡る場合は、重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること</p>	<p>ESG社がSPOの提供に当たって利用する情報は、企業等から提出されたグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクト等（企業等による推計データを含む）の情報、企業等のホームページに公表される情報等となります。</p> <p>企業等から入手する推計データに関しては、前提等を確認したうえで利用いたします。ESG社のESGファイナンス評価では、自ら推計したデータに基づき評価することはありません。</p>

<p>5. 評価の目的・考え方・基本的方法論の具体的項目として、例えば、以下のような事項を、まとめてわかり易く開示すること。各社の状況や項目の重要性・有用性等を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESG 評価・データの目的、考え方、計測の趣旨</li> <li>・ 評価手法の具体的内容（具体的な評価の基準、評価で重要となる指標やウェイト、評価の対象事業・企業、その他の評価結果の差異に大きくつながり得る手法の内容）</li> <li>・ 評価のプロセス（評価の手続き、手順、けん制やモニタリング等）</li> <li>・ 評価結果の具体的な説明が可能な窓口</li> <li>・ 評価の基となる情報源や、推計データの利用についての方針と利用の状況、評価で特に重要となるデータの更新時期・推計手法</li> <li>・ 評価全体について、実施時期、データの作成・利用・更新時期</li> <li>・ 評価手法を更新した際の変更点、とりわけ、自らの PDCA サイクルを経て改善を図った事項があればその旨・理由</li> </ul>	<p>ESG 社は提供する SPO の透明性が高く確保されることは重要であると認識しています。</p> <p>ESG 社は提供する SPO 文書において、知的財産権等への必要な配慮を行いつつ、実施した手順の概要や閲覧した文書の名称等について利用者のニーズを踏まえて記述することを通じて透明性の確保に努めます。</p>
--	--

**原則 5（守秘義務）**

ESG 評価・データ提供機関は、業務に際して非公開情報を取得する場合には、これを適切に保護するための方針・手続きを定めるべきである。

**<指針>**

ESG 評価・データ提供機関は、業務に際して非公開情報を取得する場合には、原則 5 の実施のために、以下のような必要な措置を取るべきである。

必要な措置	ESG コンサルティングの対応
<p>1. 守秘を前提として ESG 評価・データサービスに関して提供された情報を保護するための方針・手続きを定め、開示・実施すること</p>	<p>ESG コンサルティングは業務上使用する情報の取り扱いについて、情報管理に関する規程を定めています。業務実施者は、業務を通じて知り得た情報を当該規程に基づいて管理・保護します。</p>

<p>2. 守秘情報について、特段の取決めがない限り、提供目的に沿って、ESG 評価・データサービス以外に使われることがないよう、方針・手続きを定め、開示・実施すること</p>	<p>ESG コンサルティングは業務上使用する情報の取り扱いについて、情報管理に関する規程を定めています。業務実施者は、業務を通じて知り得た情報を当該規程に基づいて管理・保護し、SPO 提供業務の目的のみに用います。</p>
--	--

#### 原則 6（企業とのコミュニケーション）

ESG 評価・データ提供機関は、企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。

評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである。

#### <指針>

ESG 評価・データ提供機関は、原則 6 の実施のために、以下のような必要な措置を取るべきである。

必要な措置	ESG コンサルティングの対応
<p>1. アンケート調査等を通じて、評価対象となる企業から情報を収集する場合、収集時期を十分前に当該企業に伝達することとし、依頼を行うに当たっては、公開情報や過去に提出を受けている情報等の既に知り得た情報が利用可能で、また適切な場合には、評価機関等においてこれらを事前に入力した上で、企業に確認を求めること</p>	<p>ESG 社が提供する業務は SPO のみであることから、アンケート調査等はいりませんが、SPO 提供業務に当たっては手続書に従い依頼者に対して提出を要求する資料のリスト等を事前に時間的な余裕を持ってお示しします。</p>
<p>2. 企業が ESG 評価・データ提供に関して問合せ、問題提起を行うことが出来る統一的な窓口を設置し、対象企業に伝達する、もしくはわかり易い形で掲示しておくこと</p>	<p>ESG 社のお問い合わせフォームよりお問い合わせいただけます。 <a href="https://esg-consulting.co.jp/contact/">https://esg-consulting.co.jp/contact/</a></p>
<p>3. 自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、ESG 評価・データを開示するに際しては、可能な限り、速やかに当該評価・データの重要な情報源について評価対象企業に通知又は周知し、評価対象の企業がこれらに、事実誤認などの重大な欠陥がないかを確認する時間的猶予を、確保すること</p>	<p>ESG 社は依頼者が SPO の記載内容について事実誤認がないことを確認する時間的猶予を確保しています。</p>
<p>4. ESG 評価・データの対象となる企業から、評価・データの情報源について重要又は合理的な問題提起があった場合には、自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、少なくとも根拠となる重要なデータの正確性を企業が確認することを許容し、誤りがあれば訂正するなど、適時・適切に対処すること</p>	<p>ESG 社は SPO の提供後、これを提供・公表する前に、依頼者が SPO 文書の記載内容について事実誤認の有無を確認する手順を導入しており、誤りがあれば訂正するなど、適時・適切に対処いたします。</p>

<p>5. ESG 評価・データ提供機関として、自らの提供する評価・データについて、評価等の対象企業と通常どのように関わるかに関する「対話の手順」を開示すること。当該手順には、状況変化による柔軟性も確保しつつ、評価対象の企業にいつ情報提供を依頼するのか、対象企業はいつ何について確認を行うことができ、課題等がある場合にはどのように問題提起を行うことができるか、評価機関等は問題提起に対してどう対応し得るか、といった内容を含めること</p>	<p>ESG 社は SPO の提供に当たり業務スケジュール案を作成し、事前に依頼者との十分なすり合わせを行い業務進行することで、いつ・どのようなアクションが必要となるかを明確に示します。</p>
<p>6. 自らの評価手法や顧客対応の方針等の下で、利益相反等にも留意しつつ、可能な限り、企業との間で、建設的な対話を行うこと（例えば、評価結果のフィードバック等）</p>	<p>ESG コンサルティングは SPO の提供に際して、利益相反等にも留意しつつ、結果のフィードバック等、企業等と十分なコミュニケーションをとり建設的な対話を行うことにより品質の確保に努めます。</p>